

「はかり」定期検査のお知らせ

そのため、商店や病院などで取引や証明に使用している「はかり」「分銅」「おもり」は、計量法に基づき2年に1回行われる定期検査の受検が義務付けられており、検査に合格したものでなければ使用できません。(代検査計量士の検査を受検した計量器は定期検査を免除されます)

令和3年は定期検査の年です。必ず検査を受けましょう。

■検査日時

5月18日(火)	13:30～16:30	西春別ふれあいセンター
5月19日(水)	10:00～16:00	野付漁業協同組合 荷捌所
5月20日(木)	9:00～12:00	別海町役場 本庁舎
	14:00～15:00	中春別農業協同組合 ロビー

■事前調査について

令和元年実施の定期検査を受けている方を対象に事前調査を行います。

令和元年に検査を受けていない方は下記担当までご連絡ください。

問合せ／商工・労働担当 (内線1624)



令和3年度 環境保全啓蒙活動交付金について

風蓮湖、野付半島および野付湾は、ラムサール条約の湿地登録地に認定されています。本町では、これらに流入する河川および湿地の環境保全活動の推進と住民意識の啓蒙を図ることを目的として、町内の各種団体等が実施する環境保全啓蒙活動事業の経費に対し、交付金を交付しています。

■交付対象団体 NPO法人、町内会、ボランティア団体、学校(学級、サークル含む)等で環境保全啓蒙を行う町内の団体

■交付対象経費 団体等が行う緑化推進活動、自然教育活動、景観美化活動等環境保全啓蒙活動に要する経費で、苗木の購入費、肥料、講師謝礼、資料・リーフレット代、ゴミ清掃用消耗品費、その他活動遂行上必要と認められるもの

■交付金の額 1団体につき5万円が上限です。ただし、5万円に満たない場合は、その実施額以内の額とします。

■申請方法 次の書類を下記担当まで提出してください。

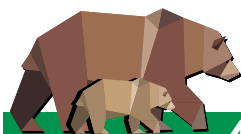
■申請書類 ①申請様式(交付申請書、事業計画書、収支予算書) ②団体の役員名簿 ③団体の規約
※申請様式は、町ホームページからダウンロードできるほか、下記担当で配布しています。

町ホームページ
検索キーワード

環境保全啓蒙活動

検索

問合せ／観光・交流担当 (内線1622)



ヒグマに注意!

4月1日(木)から5月31日(月)は
春の「ヒグマ注意特別期間」です

春先は森林内で親子グマの出没が多くなり、5月以降は子グマが人里付近へ現れることもあります。

山菜取りなどで野山に入るときは薄暮時を避け、複数人で行動し、鈴やラジオなど音が鳴るもので人がいることをヒグマに知らせるなど、ヒグマに対する注意をお願いします。

町内のヒグマ出沒情報については、別海町地域安全情報システムまもメールでお知らせしています。

ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、直ちに情報提供をお願いします。

(令和2年度は町内で52件の目撃情報がありました。)

町ホームページ
検索キーワード

まもメール

検索

問合せ／みどり担当 (内線1611～1613)

清流保全活動事業による
経費補助について

本町では、町民が自ら取り組む、豊かで清らかな河川環境づくりなどの活動に対して、経費の一部を補助しています。

補助を希望する団体等は、募集期間内に下記担当へお問い合わせください。

■補助金対象経費

河川植樹等の事業に係る経費

河川および河川敷地の清掃に係る経費

河川環境保全に係る講演の経費

■補助率 2分の1以内(上限30万円)

■募集期間 4月30日(金)まで

募集期間内で補助上限額に達しない場合は、期間後も随時受け付けます。

問合せ／みどり担当 (内線1611～1613)

造林事業補助制度 について



■事業名 森林環境保全整備事業

■施工面積 1施工地につき0.1ha以上の面積を整備する必要があります。

■補助条件 別海町森林整備計画対象林で森林整備計画が策定されている。

また、本町では上記事業の個人負担分に対して補助を行う「豊かな森づくり推進事業」（造林のみ）と「環境保全緑化事業」（造林・下刈り・殺鼠剤散布）を実施しています。

事業内容や補助金額は、各種条件によって違いがありますので、詳しくは下記担当までお問い合わせください。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）

森林は防風や防霧、土砂災害の防止、生態系の保全や地球温暖化防止など日々の暮らしに欠かせない働きを持っています。

北海道では、森林の育成を図るため、苗木の植栽や草刈り、枝払い、間伐などを行った場合に、経費の一部を補助しています。

自身が所有する森林の整備等を考えている場合には、ぜひご利用ください。

林野火災予消防思想の普及啓発

【林野火災予防全道統一標語】「山火事を 防ぐ行動 君次第」

大切な森林を林野火災から守るため、本町では林野火災危険期間、強調期間を定めています。

近年、道内で発生している林野火災の原因は、森林周辺でのごみ焼きや、入林者によるたばこの不始末など、人為的な過失によるものが大半を占めています。

ひとたび火災が発生すると、乾燥や強風などの気象条件により火災面積が拡大し、甚大な被害をもたらす可能性があります。

山菜採りや魚釣り等で入林する方は、たばこの吸い殻など、火の取り扱いには、十分ご注意願います。

■危険期間 6月30日(水)まで

■強調期間 4月21日(水)から5月31日(月)

また、山林に立ち入る際には、必ず所有者の認可を受けてから入林してください。

問合せ／みどり担当（内線1611～1613）



春の火災予防運動

4月20日(火)から
30日(金)まで

春は空気が乾燥し、風が強く吹くなど、小さな火元から火災になることが多い季節です。例年この時期には、たばこの投げ捨てやごみ焼きによる火災が多く発生していますので、火の取り扱いには十分注意してください。

期間中の主な行事

消防車による町内巡回広報

問合せ／予防課 TEL 75-2200

別海消防署から

住宅防火いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器等を設置する
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

救急車、消防車のサイレンについて

救急車や消防車は災害現場へ、いち早く駆け付けるためにサイレンを鳴らしながら緊急走行して災害現場に向かいます。緊急車両が安全、迅速に現場に向かうために必要なものであることをご理解、ご協力ください。

(救急係 TEL 75-0366)